

東大阪市消防事務手数料条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

東大阪市消防事務手数料条例（平成 12 年東大阪市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 7 の部中「第 39 条の 22 第 1 項」を「第 39 条の 11 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 21 日から施行する。

東大阪市消防事務手数料条例新旧対照表

新				旧			
別表第４（第２条第４号関係）				別表第４（第２条第４号関係）			
手数料の種類		区分	手数料の金額	手数料の種類		区分	手数料の金額
１～６（略）				１～６（略）			
７	液石法第 ３７条の ３第１項 の規定に 基づく貯 蔵施設又 は特定供 給設備の 完成検査 手数料	液石法第３６ 条第１項の許 可に係る貯蔵 施設又は特定 供給設備	３１，０００円に貯蔵 施設又は特定供給設備 （高圧法第２０条第１ 項若しくは第３項又は <u>第３９条の１１第１項</u> の規定に基づき完成検 査を受け、又は自ら行 い、高圧法第８条第１ 号の技術上の基準に適 合していると認められ	７	液石法第 ３７条の ３第１項 の規定に 基づく貯 蔵施設又 は特定供 給設備の 完成検査 手数料	液石法第３６ 条第１項の許 可に係る貯蔵 施設又は特定 供給設備	３１，０００円に貯蔵 施設又は特定供給設備 （高圧法第２０条第１ 項若しくは第３項又は <u>第３９条の２２第１項</u> の規定に基づき完成検 査を受け、又は自ら行 い、高圧法第８条第１ 号の技術上の基準に適 合していると認められ

		た液化石油ガスに係る 施設（以下この表にお いて「完成検査合格施 設」という。）である ものを除く。）の数を 乗じて得た額と 5,800円に完成検査 合格施設である貯蔵施 設又は特定供給設備の 数を乗じて得た額との 合計額			た液化石油ガスに係る 施設（以下この表にお いて「完成検査合格施 設」という。）である ものを除く。）の数を 乗じて得た額と 5,800円に完成検査 合格施設である貯蔵施 設又は特定供給設備の 数を乗じて得た額との 合計額
		液石法第37条の2第1項の許可に係 る貯蔵施設又は特定供給設備（略）			液石法第37条の2第1項の許可に係 る貯蔵施設又は特定供給設備（略）
8～11（略）			8～11（略）		
備考（略）			備考（略）		